

## 告 示

### 埼玉県告示第七百六十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年七月十日

埼玉県知事 大野元裕

一 処分をした年月日

令和二年七月六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社ツノダ

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県新座市野火止五丁目二十九番十五号

ハ 代表者の氏名

角田 弘

二 許可番号

埼玉県知事許可（般一一二十七）第五九九二七号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となつた事実

有限会社ツノダの役員は、道路交通法違反の罪により、さいたま地方裁判所から懲役七月（執行猶予三年）の判決を受け、令和元年十月十二日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。